那珂川市こどもにやさしいまちづくり推進会議の概要

1. こどもにやさしいまちづくり推進会議

(1) 設置の趣旨と目的

本市は、市民の皆様の意見を取り入れた那珂川市こどもの権利条例を令和3年4月に施行し、こどもたちが温かい人間関係の中で充実した生活を送り成長・発達していくように、家庭や育ち学ぶ施設、地域の中で、大人はこどもとどのように関わっていけばよいのか、それぞれの役割や取組を示すことで、こどもにやさしいまちを市民の皆様とともに築いていくこととしています。

そこで、那珂川市こどもにやさしいまちづくり推進会議は、条例に規定する事項を計画的に進めるための市の行動計画に関しての、策定や見直し、実施状況などに対するご意見やご提案を伺う場として設置しています。

市の行動計画に関して、市は、次世代育成支援対策推進法に基づき、令和 2 年度から令和 6 年度 を計画期間とする次世代育成支援地域行動計画を策定し運用していますので、この間は、この計画 を条例に基づく市の行動計画としてみなすことを条例附則で定めています。

子ども・子育て支援法に基づき策定し運用しています子ども・子育て支援事業計画も、この行動 計画の中に含むものとして位置付けています。

(2) 当推進会議の位置付け

当推進会議は、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定並びに那珂川市こどもの権利条例(令和 3 年条例第 5 号)に基づき設置された那珂川市の附属機関です。

那珂川市こどもの権利条例

(施策の推進)

第 27 条 市は、こどもの権利を保障し、この条例に規定する事項を計画的に進めるため、行動 計画を定めます。

(こどもにやさしいまちづくり推進会議の設置)

第 28 条 市は、行動計画に関することについて、多角的な意見を聴くため、那珂川市こどもに やさしいまちづくり推進会議を設置します。

(推進会議の職務)

第29条 推進会議は、市長その他の執行機関の求めに応じ、次に掲げることを調査審議します。

- (1) 行動計画の策定又は見直しに関すること。
- (2) 行動計画の実施状況に関すること。
- (3) その他施策の推進に関すること。
- 2 推進会議は、前項各号に掲げる事務のほか、子ども・子育て支援法第72条第1項各号の事務を行います。

2. 会議

(1) 会議の開催回数

会議は、年2回程度の開催を予定しています。

(2) 会議の開催日時

会議の具体的な開催日時については、多くの委員の皆さまが参加できる平日の昼間を設定したいと 考えております。

3. 委員

(1) 委員の任期

当推進会議委員の任期は、令和6年6月30日までです。

(2) 委員の報酬・手当など

当推進会議委員は特別職の職員(非常勤)となり、「那珂川市特別職の職員等で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例」(昭和 46 年条例第 4 号)に基づき、報酬(日額 4,100 円)費用弁償(日額 1,700 円)を支給いたします。なお、県・市職員は支給されません。

(3) 事故等について

職務上に発生した災害に対する補償等については、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償 に関する条例」(昭和 43 年条例第 19 号) の規定に準ずることになります。